

◇ 介護給付費の過誤申立について

既に支払いを受けた介護給付費を取下げし、請求する前の状態に戻すことを「過誤」といいます。郡山市被保険者の介護給付費に係る過誤申立をする場合は、「介護給付費明細書の取消依頼書」に必要事項を記入して、郡山市介護保険課まで提出してください。

1 過誤調整の種類

(1)通常過誤

請求の取下げ（過誤申立）のみを行う処理です。再請求が必要な場合は、国保連合会での過誤処理確認後（「介護給付費過誤決定通知書」の送付有）、国保連合会へ請求します。

※審査決定済額を全額返還し、再請求で正しい給付額を受け取る。

(2)同月過誤

請求の取下げ（過誤申立）と国保連合会への再請求を同じ月に行う処理です（国保連合会からの「介護給付費過誤決定通知書」送付は事後）。

※審査決定済額と正しい金額を相殺し、差額を返還又は受け取り。

※実地指導や自主点検等により、大量に過誤調整が必要となった場合などに実施。

2 提出期限等（処理の目安）

(1)通常過誤

毎月10日頃まで

⇒ 申立当月「過誤処理」 ⇒ 翌月「過誤決定」 ⇒ 翌々月「再請求」

(2)同月過誤

毎月25日頃まで

⇒ 翌月「過誤処理」、「再請求」 ⇒ 翌々月「過誤決定」

※同月過誤は特殊処理の為、希望する場合は必ず事前に介護保険課まで御連絡ください。

※市へ取消依頼をした翌月に必ず再請求をしてください（再請求を行わない場合、通常過誤となります）。

3 その他（留意点等）

■返戻、保留、審査中となっている請求の取下げはできません。

※国保連合会へ請求した月の24日頃までの期間に係る取下げや、「保留」に係る取下げについては、国保連合会へ「介護保険請求明細書取り下げ（保留解除）依頼書」を提出。

（手続詳細、様式等は、福島県国民健康保険団体連合会ウェブサイトをご確認ください。）

■取消を行うサービスの提供月、請求単位数等、「介護給付費明細書の取消依頼書」の記載内容に誤りがないよう御確認ください。

■他市町村被保険者の介護給付費に係る過誤申立については、保険者である市町村又は行政事務組合へ御確認ください。